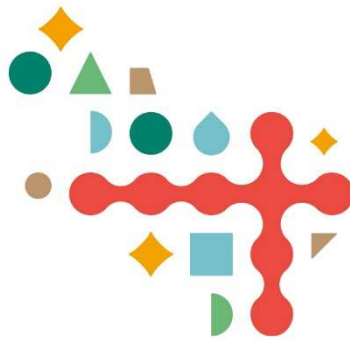


令和9年4月1日採用
令和8年度喬木村職員採用試験実施要項

【受付期間】	令和8年9月5日（土）～9月11日（金）
【募集職種】	一般行政（高校卒業程度）



TAKAGI Village
感動よ、つなげ。

【問い合わせ・応募先】

〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
喬木村役場 総務課 総務係
電話 0265-33-5120（係直通）

喬木村では、令和9年4月1日付け採用予定の職員採用試験を次のとおり実施します。

1. 試験の職種区分、採用予定者数及び勤務場所

区分	職種	本要項上の略記	採用予定者数	勤務場所
初級 (高校卒業程度)	一般行政	高 卒	若干名	喬木村役場

2. 受験資格

次の全ての要件を満たす方

(1) 試験区分の要件

【高卒】

平成17（2005）年4月2日から平成21（2009）年4月1日の間に生まれた方
（令和9年3月に高等学校卒業見込みの方を含む。）

(2) 法令等に関する要件

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

3. 試験の内容等

(1) 第一次試験

区 分	試験内容	日 時	場 所
高卒	①事務職適性検査 TAPOC ②適性検査 ③作文試験	9月19日（土）午前 受付開始 8:20 試験開始 8:45	喬木村役場

(2) 第二次試験

第一次試験合格者を対象として実施します。

試験内容	日 時	場 所
高卒 ・ 個人面接試験 ※人数によって集団面接に変更する可能性あり	10月3日(土) 午前 (詳細は別途通知)	喬木村役場

(3) 合否通知

第一次試験合格者及び第二次試験合格者(採用内定)は、試験後それぞれ概ね2週間以内に、受験者あて直接文書により通知します。

4. 勤務条件等

(1) 給与等

区 分	初任給	その他
初級	200,300 円 (高校卒業程度)	・ 昇給は毎年1月1日 ・ 通勤手当、期末・勤勉手当(6、12月に支給)、 扶養手当等をそれぞれ支給条件に応じて支給
中級	216,500 円 (短大卒業程度)	
上級	232,000 円 (大学卒業程度)	

- ① 初任給は、令和8年4月1日現在の額です。
- ② 学歴及び職歴に応じて給与を決定し、これより高い初任給が支給される場合があります。
- ③ 給与制度の改正等により、採用時点において変更となる場合もあります。

(2) 勤務時間及び休暇等

- ① 勤務時間は、原則として休日を除く午前8時30分から午後5時15分で、休憩時間は正午から午後1時の1時間
- ② 休日は、原則として土日祝日及び12月29日から1月3日
- ③ 休暇は、年次休暇(20日 但し採用年は15日)、特別休暇(夏季、結婚等)、療養休暇等

- ④ その他上記以外の勤務条件については、喬木村職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び一般職の職員の給与に関する条例の規定により措置します。

5. 受験手続

(1) 応募要領

- ① 提出書類 受験申込書
履歴書（市販のA版規格のものに記入、写真添付）
エントリーシート
最終学歴の成績証明書
- ② 提出先 〒395-1107 長野県下伊那郡喬木村 6664 番地
喬木村役場 総務課 総務係
- ③ 受付期間 令和8年9月11日（金）まで
※郵送提出可 但し、必着のこと
※直接持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分の間

(2) 受験申込書及びエントリーシートの取得方法

- ① 喬木村役場総務課窓口備え付けのもの
② 喬木村ホームページからのダウンロード

6. 採用決定から採用まで

- (1) 採用予定者には、採用承諾書の提出を求めます。
- (2) 採用予定日は令和9年4月1日です。
ただし、この採用は地方公務員法第22条第1項の規定による条件附採用で、条件附で採用された時から起算して6ヶ月の間に、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となり、この期間においてその職務が良好な成績でないと判断された場合は正式任用とならない場合があります。
- (3) 採用決定を受けた後、地方公務員法第33条の規定に該当する行為その他公務員となるに相応しくない行為を採用日前に行った場合は、採用を取消することがあります。
- (4) 採用時には、保証人2名による身元保証書、戸籍抄本及び労働安全衛生規則第43条の規定による健康診断結果書類の提出を求めます。（内定者宛てに別途通知）

7. その他

- (1) この採用試験の実施に際して収集する個人情報とは、試験に必要な範囲でのみ使用します。なお、応募頂きました書類の返却は致しません。
- (2) 合否（一次試験合否及び二次試験通知を含む）は、受験申込書に記載された連絡先に文書により通知します。
- (3) 卒業見込者が卒業できなかった場合は、採用を取り消します。
- (4) 受験資格の有無及び提出書類の記載事項に不正がある場合は、採用を取り消します。
- (5) この試験について不明な事柄がある場合は、喬木村役場 総務課 総務係（直通電話 0265-33-5120 電子メール syomu@vill.takagi.lg.jp）までお問い合わせください。